参考資料３

新旧対照表（千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会 設置要綱の一部改正）

改　　正　　前	改　　正　　後
千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会 設置要綱 （目的）第１条　（略） 第２条　部会は、次に掲げる事項について協議する。 （１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 （２）（略） （３）（略） （組織）第３条（略）～（運営）第６条（略） 附則 この要綱は、令和４年１０月１２日から適用する。	千葉市地域公共交通活性化協議会 地域公共交通部会 設置要綱 （目的）第１条　（略） 第２条　部会は、次に掲げる事項について協議する。 （１）地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項 ただし、乗合旅客運送の運賃・料金に関する事項は別に定める分科会にて協議を行う。 （２）（略） （３）（略） （組織）第３条（略）～（運営）第６条（略） 附則 この要綱は、令和４年１０月１２日から適用する。 附則 この要綱は、令和６年〇月〇〇日から適用する。